

【サービス利用規約】

第1章 総則

第1条 (規約の適用)

- 1.弊社は、「スマボケ利用規約」(以下、「本規約」といいます)を定め、本規約によりスマボケを提供します。
- 2.第4条(通知)に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
- 3.弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
- 4.本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス(以下、「オプションサービス」といいます)にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。

第2条 (規約の変更)

弊社は、民法第548条の4の規定により、会員の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約を変更することがあります。この場合の提供条件等は、変更後の規約によります。本規約を変更する場合、弊社は、変更後の規約の内容及びその効力発生時期を、弊社のホームページへの掲載その他相当な方法により事前に周知するものとし、変更後の規約は当該効力発生時期の到来をもって効力を生じます。

第3条 (用語の定義)

- 1.本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
本サービス	データ通信網を使用して弊社が提供する電気通信サービス(車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)
利用契約	この規約に基づき弊社から会員が本サービスの提供を受けるための契約
本契約	弊社との間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約
会員	弊社と利用契約を締結した者
協定事業者	弊社と相互接続協定(弊社が弊社以外の電気通信事業者(電気通信事業法(昭和59年法律第8号。以下「事業法」といいます。))第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。))との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。))を締結している電気通信事業者
接続事業者	株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、楽天モバイル株式会社
移動無線装置	本サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。))において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための弊社の電気通信設備
端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者の電気通信設備であって、電気通信設備の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。))又は同一の建物内であるもの
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年1月26日総務省令第15号)第3条で定める種類の端末設備の機器
契約者回線	本サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
オプションサービス	弊社との間で締結される、オプションサービスの提供を内容とする契約
契約者回線等	契約者回線にデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって弊社が必要により設置する電気通信設備
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
課金開始月	本サービスの課金が開始される月をいい、以下によって定める。 (1) 月の1日から21日以内に本サービスを申し込んだ場合、端末機器の発送日から3経日後に該当する月とする。ただし、端末機器の発送日から3経日後が申し込み月の翌月に該当する場合、申し込み月の翌月とする。 (2) 月の22日から月最終日まで本サービスを申し込んだ場合、翌月とする。

第4条 (通知)

- 1.弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
- 2.前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとします。
- 3.会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約

第5条 (契約の単位)

1.本サービスは、弊社から購入する一つの通信可能な端末機器毎に一つの本契約が成立するものとします。2.会員は、本サービスについて、同一名義で最大2台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条 (申込みの方法)

- 1.本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
- 2.オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。

第7条 (申込みの承諾)

- 1.弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受け付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める方法により行います。
- 2.本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。
 - (1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス(以下、「他サービス」といいます)の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。
 - (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことがあるとき。
 - (4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
 - (5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
 - (6) 本サービスの申込みをした者が、18歳未満であるとき。
 - (7) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
 - (8) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
- 3.オプションサービスの申込みについて、前条第2項を準用します。

第8条 (契約の成立)

本サービスの申込みに対して、第7条(申込みの承諾)で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するものとします。

第9条 (権利義務譲渡の禁止)

会員は、本契約およびオプションサービス契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第10条 (届出事項の変更等)

- 1.会員は、弊社への届出事項(氏名、住所、請求書の送付先、クレジットカードの情報、電話番号およびメールアドレス 等)に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 2.前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。

第11条 (会員の地位の承継)

- 1.法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 2.会員が死亡した場合、本契約およびオプションサービスは終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択することができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第12条(会員による解約)に準ずるものとします。
- 3.前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
- 4.前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。
- 5.弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱うことができるものとします。

第12条 (会員による解約)

- 1.会員は、本契約またはオプションサービスの解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。
- 2.弊社は、当月の20日(弊社指定休日の場合は前営業日とします。)までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20日(弊社指定休日の場合は前営業日とします。)を過ぎた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。
- 3.会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

第13条 (弊社による解約)

- 1.弊社は、会員が第19条第1項(利用停止)のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約できるものとします。
- 2.弊社は、会員が第19条1項(利用停止)のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
- 3.弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプションサービスを解約することができるものとします。
- 4.弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプションサービスまたはその両方を解約することができるものとします。
- 5.会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第14条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は、課金開始月を起算月とする3年契約となります。

第3章 サービス

第15条 (サービス内容)

- 1.本サービスは携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォート(規格上の最大速度)であり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。
- 2.弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。
- 3.弊社は、本サービスについて、オプションサービスを提供することがあります。オプションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。
- 4.会員は、本契約またはオプションサービスの変更をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知するものとします。
- 5.弊社は、当月の20日(弊社指定休日の場合は前営業日とします。)までに前項の通知を確認できた場合、翌月1日に変更内容を適用するものとし、20日(弊社指定休日の場合は前営業日とします。)を過ぎた場合には、当該通知のあった月の翌々月1日に変更内容を適用するものとします。
- 6.本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位が承継されるものとします。
- 7.弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。
- 8.弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。
- 9.弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性(高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません)を保証しません。

第16条 (サービス提供エリア)

本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。インターネット接続サービスの提供により生じた損害については、弊社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第17条 (提供の中止)

弊社は、次の場合には緊急時ややむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。

- (1)弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。
- (2)弊社設備の障害または故障等の理由によりやむをえないとき。
- (3)接続事業者設備の保守、障害または工事等の理由によりやむをえないとき。
- (4)接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。

第18条(会員からの請求によるサービスの一時中断)

- 1.弊社は、会員から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします)を行います。
- 2.前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊社所定の方法により行うものとします。
- 3.本サービスの利用の一時中断および当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否かにかかわらず、会員の負担とします。4.本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料)および(有料サービス)等の月額料は発生します。

第19条 (利用停止)

- 1.弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。
 - (1)本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。
 - (2)虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
 - (3)第10条(届出事項の変更等)の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかな場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
 - (4)第20条(禁止事項)の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
 - (5)差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
 - (6)破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
 - (7)クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- 2.弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員(住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます)が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
- 3.会員は、本サービスの一時的な利用停止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。
- 4.弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童パルノアドレスリストにより特定されるWebサイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

第20条 (禁止事項)

- 1.会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為(そのおそれのある行為を含みます。)を行わないものとします。
 - (1)他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2)他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - (3)他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
 - (5)わいせつ、児童パルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
 - (6)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
 - (7)貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (8)無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (9)他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
 - (10)自己のID情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
 - (11)他人になりすまして本サービスを使用する行為(他の利用者のID情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。)
 - (12)コンピュータウイルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為

- (13)他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます)において、その管理者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為
- (14)受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為
- (15)受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等(嫌がらせメール)を送信する行為
- (16)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17)違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
- (18)人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19)人を自殺に誘引または勧誘する行為または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (20)犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (21)その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると判断した行為
- (22)他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為
- (23)他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態様で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為
- (24)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (25)その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
- (26)前各号に該当するおそれがあると判断する行為
- 2.会員は、前項の規定またはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社の業務に支障を与えまたは与えるおそれがあるとき(電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。)は、弊社が指定する期日までに、弊社がその対応に要した費用を支払うものとします。
- 3.会員が第1項各号のいずれかまたはオプションサービス規約中の禁止事項に関する規定に該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続きをすることなく、次の措置を行うことができるものとします。
- (1)会員に対し、当該行為の中止、修正またはデータの移動その他必要な措置等を行うことを要求し、またはパスワードをロックして端末の機能を停止すること。
- (2)本サービスおよびオプションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が閲覧できない状態に置く、または削除すること。
- (3)その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。
- 4.弊社は前項の義務を負うものではなく、弊社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、弊社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第4章 通信

第21条(通信の条件)

- 1.本サービスは月間データ通信量の上限まで利用可能です。データ通信量の上限に達した場合、当月末までご利用いただけません。なお有料での通信速度制限の解除サービスは提供しておりません。
- 2.日本国内通信のサービス提供区域については、ソフトバンク株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、楽天 モバイル株式会社が提供するエリアに準じるものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビル の陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 3.海外でのモバイルデータ通信は弊社がTUGE Technologies Co.,Ltd.より提供を受けるクラウドSIMテクノロジーシステムを用いて行い、通信回線は利用国における現地通信業者の回線を利用します。
- 4.技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合があります。
- 5.本サービスに係る通信は、弊社が別に定める内容に準拠するものとします。ただし、弊社は伝送速度を保証するものではありません。
- 6.本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
- 7.電波状況等により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、弊社は、一切の責任を負わないものとします。
- 8.天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に 基づき、災害の予防・救援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。
- 9.動画再生ファイル交換(P2P)アプリケーション等により、一定期間(日時や月間)において、一定量以上の連続、大量の通信を利用した会員については帯域制限を実施することがあります。通信量が他の会員の平均通信量を著しく超える時は、通信速度が一時的に遅くなる場合があります。

第22条 (通信利用の制限等)

- 1.本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2.弊社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができない場合があります。
- 3.弊社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に 取り扱うため、次の措置を執ることがあります。
- (1)次に掲げる機関が使用している契約者回線(弊社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、秩序の維持に直接関係がある機関、防衛に直接関係がある機関、海上の保安に直接関係がある機関、輸送の確保に直接関係がある機関、通信役務の提供に直接関係がある機関、電力の供給に直接関係がある機関、水道の供給に直接関係がある機関、ガスの供給に直接関係がある機関、選挙管理機関、 別記14の基準に該当する新聞社等の機関、預貯金業務を行う金融機関、その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 4.前条の規定による場合のほか、弊社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。(1)通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2)弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

(3)電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が弊社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させる等弊社が認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限することがあります。

(4)弊社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。

(5)弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。

5.前2条の規定によるほか、弊社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は弊社若しくは提携事業者に対する代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断して、契約者回線に接続された場合、その契約者回線を用いた通信の利用を制限することがあります。

6.弊社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき弊社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

7.弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

8.弊社は、よりよいネットワーク品質を提供するために通信ごとにトラフィック情報の収集、分析、蓄積を行い、弊社が別に定める通信接続について制限を行うことがあります。

9.海外でご利用される場合も、日本時間0時～23時59分を一日とし、該当プランの容量まで(無制限プランの場合は1日5GBまで)LTE通信をご利用いただけます。速度制限にかかった場合、送受信時最大128kbpsに低速化され、通信速度制限は日本時間の翌月1日0時に解除されます(無制限プランの場合は翌日0時に解除されます)。月(無制限プランの場合1日)の利用量が該当プランの上限未満であっても翌月(無制限プランの場合は翌日)への容量の繰り越しは出来ません。なお、有料での通信速度制限の解除サービスは提供していません。

10.海外での連続通信可能日数は28日間であり、28日間を超えて連続して通信した場合は、海外でのデータ通信速度を送受信最大128kbpsに低速化させていただきます。この速度制限は、日本国内でデータ通信を行うまで解除されません。なお、有料での通信速度制限の解除サービスは提供していません。

※別記14の基準に該当する新聞社等の機関

区分	基準
(1)新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 ア 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 イ 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2)放送事業者等	放送法(昭和25年法律第132号)第2条に定める放送事業者及び有線テレビジョン放送施設者であって自主放送を行う者。
(3)通信社	新聞社又は放送事業者等にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。))を供給することを主な目的とする通信社。

第5章 料金

第23条(料金)

1.弊社が提供する本サービスの料金は、契約事務手数料(3,000円・税込3,300円)、月額料(通信料、機器割賦代金)、契約解除料および手続に関する料金を別途弊社が定めるところによるものとし、会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。なお、月額料は前払い方式とし、初月(課金開始月)は無料とします。第2ヶ月目以降、各月の月額料を当月頭に前払いで決済するものとします。ご利用料金についてのお支払いは会員が指定した(使用可能ブランドに限る※海外発行カード・デビットカード・Vプリカ等は取り扱い不可)クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えされます。クレジットカードはご本人様名義に限りです。

2.本サービスでは2日以降の課金開始の場合でも、月額通信料および機器割賦代金の減額、日割計算は致しません。ただし、課金開始月(初月)の月額通信料は無料とし、第2ヶ月目より月額通信料および機器割賦代金を前払い方式にて申し受けます。

第24条(月額料等の支払義務)

1.本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金の支払いを要します。(月額料(通信料、機器割賦代金))

2.前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料(以下「月額料等」といいます)の支払いは次のとおりとします。

(1)利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。

(2)会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

事由	支払いを要しない料金
会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます)が生じた場合に、そのことを弊社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき	そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての料金

3.弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第25条(債権の譲渡)

弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

第26条(契約解除料)

1.弊社は、本サービスについて、第14条(最低利用期間)の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。

2.会員が、第14条(最低利用期間)内に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別途、契約確認書に規定する弊社が定める契約解除料を支払うものとします。

3.第17条(提供の中止)に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません(本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。

第27条(手続に関する料金の支払義務)

会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還しません。

第28条(料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

第29条(割増金)

会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(消費税相当額を加えないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

第30条(延滞利息)

会員は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第31条(収納業務委託・委託手数料)

- 1.弊社が料金の請求手続きを行ったにもかかわらず、会員が支払いを履行しない場合、その理由の如何によらず、弊社が別途定める手続きにより、会員の請求先の氏名・住所・電話番号などの情報を債権回収事業者に渡し、通知することがあります。
- 2.前項による通知を行った場合、会員は委託手数料として30,000円に消費税相当額を加算した額の支払いを要します。

第6章 端末機器

第32条 (端末機器の売買契約)

- 1.端末機器の購入申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。
- 2.会員と弊社との間の端末機器に関する売買契約(以下、「売買契約」といいます)は、前項に定める購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより行われます。
- 3.端末機器の所有権は、会員が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。なお、会員は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができないものとします。

第33条(端末機器の引き渡し)

- 1.弊社は、配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。
- 2.配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。
- 3.会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。

第34条 (端末機器の配送)

- 1.弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。
- 2.配送は日本国内に限ります。
- 3.弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね10日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。
- 4.端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね10日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するものとします。

第35条 (端末機器の返品等)

- 1.弊社は、電気通信事業法に基づく初期契約解除制度又は特定商取引法に基づくクーリング・オフによる場合を除き、端末機器の返品を承りません。
- 2.端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合に限り行うことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して10日以内に、当該端末機器を交換する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならないものとします。
- 3.前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法によって行うものとします。4.本条第2項に基づく端末機器の交換に要する送料は、弊社が負担するものとします。
- 5.本条第2項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載される条件に従うものとします。

第36条 (売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

- (1)会員が本規約に違反した場合
- (2)端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合
- (3)弊社が、会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から7日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合

第37条(故障等)

- 1.会員は、端末機器が故障・破損等により、利用することができなくなったときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。
- 2.前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。
 - (1)不当な修理、分解または改造(ソフトウェアを含む)が行われた場合
 - (2)取扱説明書に違反する方法で使用した場合
 - (3)会員の不十分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
 - (4)損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第7章 モバイルWi-Fiルーター

第38条(モバイルWi-Fiルーター)

モバイルWi-Fiルーターの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。

第39条 (モバイルWi-Fiルーターの管理責任)

- 1.会員は、モバイルWi-Fiルーターの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き(警察に対する盗難届の提出等)を行うものとします。
- 2.弊社は、第三者がモバイルWi-Fiルーターを利用した場合であっても、そのモバイルWi-Fiルーターを購入した会員が利用したものとみなして取り扱います。
- 3.弊社は、モバイルWi-Fiルーターの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。

第40条(モバイルWi-Fiルーターの故障等)

会員は、オプションサービスのモバイル安心plusに加入している場合、モバイルWi-Fiルーターが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、モバイルWi-Fiルーターの修理を請求することができるものとします。費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。安心サービスにご加入いただいておらず、端末の紛失・故障等により端末が使用できない際に、その後も継続して通信サービスを利用する場合には、契約時の代金で端末の再購入が必要となります。ただし、当該モバイルWi-Fiルーターの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。

第8章 雑則

第41条 (IDおよびパスワードの管理)

- 1.本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対してIDおよびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該IDおよびパスワードについて管理する義務を負うものとします。
- 2.会員以外の第三者が会員のIDおよびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該IDおよびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の故意過失の有無にかかわらず、料金を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について、弊社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第42条(責任の制限)

- 1.弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを弊社が 知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を24で除した商(小数点以下の端数を四捨五入するものとします。)に月額基本料金の30分の1を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 2.弊社の故意または重大な過失により本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

第43条(免責事項)

- 1.弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合(第13条(弊社による解約)、第17条(提供の中止)、第19条(利用停止)、第20条(禁止事項)、第21条(通信の条件)、および第22条(通信利用の制限等)による場合を含みます。)において、第42条(責任の制限)による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
- 2.弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても、弊社の故意又は重大な過失による場合を除き、前項と同様とします。
- 3.弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
- 4.弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
- 5.天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第44条 (個人情報の取扱い)

弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」に則り、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。

第45条 (端末設備)

- 1.会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器(以下、「端末設備」といいます)を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
- 2.弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要または適している端末設備を指定できるものとします。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。

第46条(サービスの変更等)

- 1.弊社は、事前に通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。
- 2.弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

第47条 (準拠法)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第48条(合意管轄)

本規約に関する訴訟については、札幌簡易裁判所または札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026年8月1日制定

その他サービス内容について 【海外でのご利用について】

- ・海外で通信サービスをご利用される場合、お申込みのプランに準じて下記の金額がかかります。

契約プラン	金額	容量
20・50・100GB	1,280円(税込1,408円)	基本プランと共有
無制限	1,280円(税込1,408円)	1日5GB

- ・海外でご利用される場合も、日本時間0時～23時59分を1日とし、該当プランの容量まで(無制限プランの場合は1日5GBまで)ご利用いただけます。速度制限にかかった場合、送受信最大128kbpsに低速化され、通信速度制限は日本時間の翌月0時に解除されます(無制限プランの場合は翌日0時に解除されます)。なお、有料での通信速度制限の解除サービスは提供しておりません。

- ・月(無制限プランの場合1日)の利用量が該当プランの上限未満であっても翌月(無制限プランの場合は翌日)への容量の繰り越しは出来ません。
- ・海外での連続通信可能日数は28日間であり、28日間を超えて連続して通信した場合は、海外でのデータ通信速度を送受信最大128kbpsに低速化させていただきます。この速度制限は、日本国内でデータ通信を行うまで解除されません。

【スマホケWi-Fi 会員規約】

本規約は、株式会社カスタマーソリューション(以下「運営元」といいます)が運営する「スマホケ」の会員規約(以下「本規約」といいます)に同意いただいた方が入会するサービスの利用に関し適用されるものとします。なお、運営元が会員に交付する他の書面と本規約との間に齟齬が生じた場合は、特段の定めがない限り本規約を優先するものとします。

第1条(定義)

- ・ 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	用語の定義
スマホケ	運営元が提供する通信サービス、オプションサービスの総称をいいます。
スマホケWi-Fiサービス	弊社が提供する本規約に定める通信サービスの総称をいいます。
会員	スマホケの全部または一部を利用することができ、また運営元が取り扱っている製品・商品や、提供するスマホケの案内を無料で受けることができるサービス(以下「無料案内サービス」といいます)に運営元が定める手続きに従い入会した法人または個人をいいます。
個別規約	スマホケの利用に関して、運営元が別途定める規定をいいます。なお、個別規約には、運営元が随時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。
本規約等	本規約および個別規約を総称していいます。
ID等	運営元が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他スマホケを利用するために運営元が会員に対して付与する記号または番号をいいます。
会員情報	会員が運営元に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の会員を認識もしくは特定できる情報をいいます。
履歴情報	運営元に記録されている会員によるスマホケの利用履歴をいいます。

第2条(規約の適用)

1. 本規約は、無料案内サービスに関する運営元と会員との間において適用されるものとします。
2. 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途運営元が明示的に定める場合を除き、個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 運営元は、民法第548条の4の規定により、会員の承諾を得ることなく、合理的と認められる範囲で本規約等を変更することがあります。この場合、運営元は、変更後の本規約等の内容及びその効力発生時期について、運営元のホームページへの掲示その他相当な方法により相当な期間において事前に周知するものとし、変更後の本規約等は当該効力発生時期の到来をもって適用されるものとします。

第3条(入会)

1. スマホケの会員登録希望者(以下「入会希望者」といいます)は、本規約を承認した上で、運営元が指定する手続きに従って、会員登録を申し込むものとし、運営元がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で成立して会員となるものとします。
2. 18歳未満の者は、スマホケに入会することはできません。
3. 本条第1項に定める申込みについて、入会希望者が以下のいずれかに該当することを運営元が確認した場合、運営元はその申込みを承諾しない場合があり、入会希望者は予めこれを了承するものとします。
 - ① 登録申込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
 - ② 登録申込みにあたり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合
 - ③ 過去にスマホケの利用資格の停止又は失効を受けた場合
 - ④ 過去にスマホケの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合
 - ⑤ 入会希望者が18歳未満である場合
 - ⑥ その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすと運営元が判断した場合

第4条(会員の氏名等の変更の届出)

1. 会員は、氏名、住所、請求書の送付先、クレジットカードの情報、電話番号およびメールアドレス等に変更があったときは、速やかに運営元所定の手続きに従い届け出るものとします。
2. 前項の届け出がなかったことで、会員がスマホケの利用不能などの不利益を被ったとしても、運営元は一切責任を負わないものとします。

第5条(通知)

1. 運営元から会員への通知は、通知内容を書面、電子メールまたは運営元のホームページ上の方法によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。
2. 前項の規定に基づき、運営元から会員への通知を電子メールの送信または運営元のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日または運営元のホームページに掲載された日に行われたものとします。書面による場合は会員宛に送付した日に行われたものとします。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または運営元からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第6条(スマホケの利用)

1. スマホケの申込み条件は会員であることとします。
2. 会員は、本規約等に従ってスマホケを利用するものとします。
3. 会員は、スマホケと同時にまたはこれに関連して運営元以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、スマホケの利用に関しては、本規約等の内容に従うものとします。
4. 会員は、本規約等にて明示的に定める場合を除き、自己または利用者がスマホケを通じて発信する情報および自己または利用者によるスマホケの利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および運営元に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
5. スマホケの利用に関連して、会員もしくは利用者が他の会員、第三者または運営元に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者が他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、運営元に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。

第7条(ID等の管理)

1. 会員は、運営元から発行されたスマポケ毎のID等の管理責任を負うものとする。
2. 会員は、ID等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。なお、ID等の名義変更はできないものとします。
3. 運営元は、ID等の誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。
4. 会員は、会員のID等によりスマポケが利用されたときには、会員自身の利用とみなされます。但し、運営元の故意または過失によりID等が第三者に利用された場合はこの限りではないとします。

第8条(スマポケの料金)

1. スマポケの利用料金は、別紙書面およびホームページ上にて通知することとします。
2. スマポケの利用料金は、暦月単位で計算し会員に毎月請求します。
3. 1日～21日のお申込みの場合、申込月の月額利用料は初月無料の適用により発生しません。お申込み日に、初期費用と翌月分の月額利用料の与信枠確保（仮決済）を行わせていただきます。（本決済は翌月7日となります。）
4. 22日～月末のお申込みの場合
契約は翌月1日から開始し、翌月（契約初月）の月額利用料は初月無料の適用により発生しません。お申込み日に、初期費用と翌々月分の月額利用料の与信枠確保（仮決済）を行わせていただきます。（本決済は翌月7日となります。）

第9条(料金および支払い)

- ・ 会員は、スマポケの利用にあたって、別途運営元が定める利用料金等、別途運営元の定める方法により支払うものとします。
2. 運営元がクレジットカードによる料金等の支払いを認める場合、運営元が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードのみを利用する事ができ、会員は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金等を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等において定められた振替日に会員指定の口座から引落すものとします。
 3. 会員と、前項のクレジットカード会社又は決済代行業者との間で料金等の支払いを巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、運営元を免責するものとします。運営元は、当該紛争に関連して会員又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。
 4. 利用契約が終了するまでの期間において、第11条に定めるスマポケの停止および失効の事由によりスマポケの全部を利用することができない状態(以下「利用不能」といいます。)が生じたときであっても、会員は、その利用不能期間中の料金等の支払いを要するものとします。但し、第17条第1項に基づき運営元が会員に対して賠償義務を負う場合の、当該賠償金額相当額については、この限りではありません。
 5. 運営元は、運営元が適当と判断する方法で会員に事前に通知することにより、第8条および本条第1項に定める料金およびその支払方法を変更することができるものとします。ただし、料金およびその支払方法の変更の詳細については、運営元のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が本規約第14条に従って該当するスマポケの解約を申し入れない場合でも、料金およびその支払方法の変更は承認されたものとみなします。

第10条(延滞利息)

会員は、スマポケの利用料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の運営元が定める日数について年14.6%割合(年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日あたりの割合とします)で計算して得た額を延滞利息として、運営元が指定する期日までに支払うものとします。

第11条(スマポケの停止および失効)

- ・ 以下の各号の一に該当する場合、運営元は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員のスマポケの全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
- ① 会員が第16条各項に定める禁止行為を行った場合。
 - ② 会員がスマポケに関する料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。
 - ③ 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
 - ④ その他、会員として不適切またはスマポケの提供に支障があると運営元が合理的に判断した場合。
 - ⑤ その他、会員が本規約等に違反した場合。
2. 第1項の規定に従い何れかのスマポケの利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生したスマポケに関連する運営元に対する債務の全額を、運営元の指示する方法で一括支払いするものとします。
 3. 第1項の規定に従い、会員のスマポケ利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われたスマポケに関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。
 4. 運営元は、営業上、技術上などの理由によりスマポケの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
 - ① 運営元は、スマポケの廃止を行う場合、1ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお、運営元が緊急であると判断し、やむを得ない場合は、この限りではありません。
 - ② 運営元は、スマポケの廃止により、会員または第三者が被った損害について、運営元の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第12条(スマポケの提供の制限)

1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、運営元の管理する設備もしくはシステムの保守などを定期的にまたは緊急に行う場合、あるいは運営元の管理する設備またはシステムの障害、その他やむを得ない事由が生じた場合、運営元は、自らの判断により会員に対するスマポケの提供の全部または一部を制限することができるものとします。なお、運営元は、本項の規定によりスマポケの提供を制限する場合、運営元が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または運営元のホームページ上に掲示するものとします。但し、かかるスマポケの提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知できない場合には、この限りではありません。
2. 運営元は、本規約等のスマポケの提供の制限によって生じた会員の損害につき、運営元の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

第13条(退会)

会員は、退会希望を電話にて運営元に申し入れ、運営元が受理した日をもって、当該会員を退会することができるものとします。

第14条(スマポケの解約)

- ・ 会員は、当月の20日(運営元指定休日の場合は前営業日とします。)までに運営元が別途定める手続きを行うことで、スマポケWi-Fiサービスを、当月末日をもって解約できます。

第15条(スマボケの強制解約)

1. 運営元は、会員の行為が次の項目のいずれかに該当すると判断した場合、事前に催告することなく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、すでに受領した料金などは払い戻ししないこととします。
2. 第16条の禁止事項に該当する行為があった場合。
3. 申込み内容に虚偽の記載内容が判明した場合。
4. 本サービスの利用料金の支払いを2カ月連続して怠り、運営元より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がない場合
5. 不正目的で本サービスを利用した場合。
6. 会員において破産、民事再生、会社更生、会社整理の申立があった場合。
7. その他、運営元が会員として不適当と合理的に判断した場合。

第16条(禁止事項)

会員は、スマボケの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

1. 他の会員、運営元もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行為また 害するおそれのある行為。
2. 他の会員、運営元もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又 はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
3. 他の会員、運営元もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為。
4. 他の会員もしくは第三者の個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為。
5. ID等を不正な目的をもって使用する行為。
6. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為。
7. 運営元が運営するスマボケの運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。
8. 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為。
9. 第三者になりすましてスマボケを利用する行為。
10. 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為。
11. 本規約に違反する行為。

第17条(損害賠償)

1. 運営元は、スマボケを提供すべき場合において、運営元の責に帰すべき事由により、会員に対しスマボケを提供できなかったときは、スマボケが利用不能にあることを運営元が知った時刻(以下「障害発生時刻」といいます)から起算して、連続して24時間以上、利用不能であったときに限り、運営元は、その全く利用できない時間を24で除した商(小数 点以下の端数を四捨五入するものとします。)に日額利用料金を乗じて算出した額を発生した損害とみなし、会員に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を含む月に係る月額料金の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実に発生した損害の賠償請求に応じるものとします。
2. 前項の規定以外の事由により運営元が損害を賠償する場合において、運営元は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該会員のスマボケの料金等1ヶ月相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。但し、運営元の故意または重過失によらずに事業者会員 に生じた損害については、運営元はその責を負わないものとします。
3. 前2項本文の規定にかかわらず、運営元が運営元の故意または重過失により、事業者会員以外の会員に生じた損害を賠償する場合においては、当該会員に現実に生じた損害のうち通常の損害を賠償するものとします。
4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、運営元が損害を被った場合には、運営元が当該会員の利用契約を退会したか否かに関わらず、当該会員は運営元に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、運営元が、会員と第三者との紛争、その他会員の責に帰すべき事由に起因して費用(弁護士費用、承認費用、証拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む)を負担することが想定される場合、運営元は、その費用を現実に負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ会員に請求することができるものとします。
5. 前項の規定は、法人またはその他の団体が当該法人またはその他の団体に所属する個人を会員として登録した場合において、当該個人が本規約等に定める事項に違反したことにより運営元が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。
6. スマボケに関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員がスマボケを利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、運営元がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、運営元は本条第1項に準じて会員の損害賠償の請求に応じます。
7. 前項において、損害の対象となる会員が複数ある場合、当該損害を被った全ての会員の損害に対する運営元の賠償すべき限度額は、運営元が受領する損害賠償総額を本条第1項により算出された各会員への賠償額で比例配分した額とします。

第18条(個人情報の保護)

- 運営元は、無料案内サービスおよびスマボケの提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、 無料案内サービスおよびスマボケの目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。

- ① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合
- ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合
- ⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合

- 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、運営元の個人情報保護担当窓口にて受付します。

第19条(反社会勢力の排除)

- 会員は、運営元に対してスマボケの契約成立日から将来にわたり、会員(会員が法人の場合には、会員の役職員および出資者(以下「役職員等」といいます))が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとします。

- ① 暴力団
- ② 暴力団の構成員(準構成員を含む。以下、同様とする)、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 暴力団関係企業または本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員

- ④ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員
- ⑤ 前各号に準じるもの

- ・ 会員は自ら、または第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
- ④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて運営元の信用を毀損し、または運営元の業務を妨害する行為
- ⑤ 前各号に準じる行為

3. 運営元は、スマボケの利用契約成立後に、会員において第1項各号に定める表明および保障事項が虚偽若しくは不正確となる事由が判明若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また会員が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・通知その他の手続きを要することなく、直ちに会員としての資格を失効し退会 することができるものとします。
4. 本条による解除によっては、運営元の会員に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。
5. 本条による解除によって会員に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、運営元は何ら責任を負わないものとします。

第20条(免責)

1. 運営元は、スマボケの内容、提供および会員がスマボケを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。
2. 運営元は、会員がスマボケを利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システム等(以下「データ等」といいます)について、そのバックアップを行わないものとし、理由の如何を問わずデータ等が滅失または毀損(改ざんを含みます。以下同じ)した場合に、これを復元する義務を負わないものとします。会員は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のバックアップを実施するものとします。
3. 運営元は、スマボケの提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、スマボケを通じて登録、保存、提供されるデータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他スマボケの利用に関連して会員に損害が発生した場合は、運営元の故意または重過失による場合を除き、運営元が別途定める範囲においてのみ責任を負います。但し、運営元は、事業者会員に対しては 一切の責任を負いません。
4. 運営元は、会員がスマボケを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いません。

第21条(譲渡禁止)

会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第22条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第23条(合意管轄)

本規約に関連して生ずる一切の紛争については、札幌地方裁判所または札幌簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【お申込みによる個人情報の取扱いについて】

【お申し込みによる個人情報の取扱いについて】

お客様からお預かりする個人情報に関しては、下記の利用目的に限って利用し、その他目的以外での利用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から弊社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。また、ご契約を辞退されたお客様のお申込み関連書類に関しては弊社が責任をもって機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。（弊社は、ご本人が容易に知覚できない方法によって個人情報を取得することはございません。）

【個人情報の取扱いについて】

【住所】 〒001-0032 北海道札幌市北区北32条西5丁目3-28

【社名】 株式会社カスタマーソリューション 【担当名】 個人情報保護 管理者 上田 祐太 【電話】 011-804-0528 12:00～17:00 ※年末年始・土日祝日を除く

【個人情報の利用目的について】

当社が取り扱う個人情報の利用目的は、下表の通りです。当社は、個人情報を口頭、書面電磁的記録、録音などにより適正に取得いたします。また、当社が取得した個人情報は、以下の利用目的に必要な範囲内で適正に取り扱います。

個人情報の種類	利用目的
お客様情報	自社サービスの提供の為 契約・キャンセル・解約・請求等の事務処理、事務連絡の為 問い合わせ対応の為（電話対応時の録音データ含む） 商品発送の為 アンケートおよびその結果の利用の為 当社および他社の新サービス、キャンペーンのご案内の為 契約者統計数値作成および分析の為 マーケティング調査実施および結果分析の為 メールマガジン送信の為 サービスの不正利用の防止の為 その他、上記に付随する業務の為
身分証明書	本人確認に必要な為
金融機関口座番号・名義	キャッシュバック実施の為
クレジットカード情報 ※非保持化対応	料金請求に必要な為

【提供】

個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。

1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であってご本人の同意を得ることが困難であるとき
2. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の承諾を得ることが困難である場合
3. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から、個人情報についての開示または提供を求められた場合

5. 法令により開示または提供が許容されている場合

【第三者の範囲】

以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

1. 弊社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取扱いについては弊社が責任を負います。）
2. 弊社の合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合

【個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】

申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり各々のサービスをお受けできない場合があります。

【個人情報の委託について】

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。この場合には、個人情報保護体制が整備された委託先を選定するとともに委託先において個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。

【お客様からの開示等の請求への対応について】

当社は、お客様からお預かりしています当社の保有個人データに関し、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用又は提供の拒否権、開示の請求に対処いたします。また、開示の結果、保有個人データの内容が事実でないと判明した場合、内容の訂正、追加又は削除を行います。受付方法に関しましては、下記の方法にてお申込みいただくよう宜しくお願い致します。なお、この受付方法によらない開示等の求めには応じられない場合がございますので、ご了承ください。なお、ご回答は本人確認後、1ヶ月以内とさせていただきます。

《受付手続き》

当社所定の申込書面を下記の窓口にご提出していただくか、下記の宛先に、郵送でお申込み下さい。その他詳細は、お申込みいただいた際にご案内申し上げますが、下記の方法によりご本人（または代理人）であることの確認をしたうえで、書面の交付または電子メールによる方法により、ご回答いたします。

・「開示請求書」をダウンロードURL：https://kaiji-docs.pages.dev/kaiji_jouhou.pdf

《受付の窓口》

【住所】 〒001-0032 北海道札幌市北区北32条西5丁目3-28

【社名】 株式会社カスタマーソリューション 【担当名】 個人情報保護 管理者 上田 祐太 【電話】 011-804-0528 12:00～17:00 ※年末年始・弊社指定休日を除く

《ご本人または代理人の確認》

ご本人からお申込みの場合は、ご本人であることを写真付身分証明書（運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・パスポート等）その他当社で登録情報等により確認させていただきます。代理人からお申込みの場合は、代理人であることを委任状および委任状に押印された印鑑の印鑑証明書を同封願います。

《手数料》

開示等の求めに対し、1件につき700円（税込）を手数料として、現金その他の方法でお支払いいただきます。なお、1件は、1度のご請求のうち、お一人の個人情報に関してのご回答を目安といたします。

《個人情報に関するお問合せ先》

個人情報に関するお問合せは、当社お客様相談窓口まで、ご連絡頂くようお願い致します。お問合せ番号：011-804-0528 12:00～17:00 ※年末年始・弊社指定休日を除く

附則2026年8月1日